



# 就学援助制度のお知らせ

## (令和2年度)



木更津市では、経済的理由でお困りの方に対して、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるように、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。

就学援助制度は、生活保護基準額（最低生活費）を参考に審査しております。  
※ご家庭により、基準額は異なります。

### 1 就学援助費の支給対象となる方

- ① 木更津市立の小・中学校へ就学するお子さんの保護者
  - ② 生活保護を受けていないが、それに準ずる程度、経済的にお困りの方
- ①②をすべて満たしている方が申請することができ、その後認定された方。

\* 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

\* 新築家屋を取得した場合等は、就学援助費の支給対象とはなりません。

### 2 支給申請の方法と結果通知について



- ① 就学している学校へ就学援助申請のご相談・面談
- ② 申請書を学校から受け取り、必要事項を記載し、学校へ提出
- ③ 教育委員会において審査
- ④ 審査結果を学校通じて保護者へ通知

\* 地区の民生委員がお伺いする場合があります。

\* 審査結果の通知は、申請書を提出してから1～2ヵ月程度かかります。

### ● 提出するもの

- ① 就学援助申請書
- ② 承諾書
- ③ 要保護・準要保護児童生徒調査票
- ④ 保護者の方及び生計を同一としている18歳以上の方全員の（※）  
令和2年度所得・税額証明書（扶養されている方は除く。）

（4～6月の申請は、源泉徴収票又は確定申告の控えとなります。）

\* 所得がない場合は、非課税証明書となります。

\* 年金を受給されている場合は、年金手帳の写しも提出してください。

※生計を同一している方とは・・・世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方（学生のアルバイト代は除きます。）





## ★参考★ 就学援助の内容



援助対象費目	対象学年	援助費（年額）	
		小学生	中学生
学用品費（注）	小・中学校の全学年	11,630円	22,730円
通学用品費（注）	小学校2～6年生 中学校2・3年生	2,270円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	1,600円 （上限）	2,310円 （上限）
新入学児童生徒 学用品費等	年度当初・前年度申請で 認定された小学校 1年生・中学校1年生	51,060円	60,000円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	3,690円 （上限）	6,210円 （上限）
修学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	小・中学校の全学年	実費	
医療費	小・中学校の全学年	実費	

\*学用品費・通学用品費は、年額を3回に分けて（7月・12月・3月）支給します。  
また、年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額より少なくなります。

\*年度当初に申請された小学校1年生・中学校1年生の保護者の方については、新入学用品費のみ6月に支給します。（入学前支給を受けた方は除きます。）

\*生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが就学援助制度で支給されます。

## 5 お問い合わせ先

木更津市教育委員会  
教育部学校教育課学務保健係

〔住所〕 木更津市朝日3丁目10番19号  
木更津市役所朝日庁舎2階  
〔電話〕 0438-23-5259（直通）

ご不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡ください。

